

# 第9章

## 地域支援事業の取組み

### 第1 地域支援事業の実施

高齢者が要介護または要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を送ることができるよう支援するため、平成18年度に地域支援事業が創設されました。

これまで6年間の取組みを基に、平成24年度以降、各事業のさらなる推進を図っていきます。

なお、平成23年6月の介護保険法改正により創設され、区市町村の判断により実施することとされている「介護予防・日常生活支援総合事業」については、区が従来から介護保険外で提供している生活支援サービスの状況を踏まえ、予想される事業効果、地域包括支援センター\*および区の組織体制への影響、財政面での影響などを見極める必要があるため、本計画では実施を見込まないものとなりました。

#### 1 介護予防事業

高齢者が要介護状態等に移行することをできる限り予防し、可能な限り住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるよう介護予防の推進を図っています。

区の介護予防事業は、高齢者全般を対象として介護予防の普及啓発などを行う一次予防事業（ポピュレーションアプローチ）と、要介護状態等になる可能性のある高齢者を対象とした二次予防事業（ハイリスクアプローチ）があります。（平成22年8月に国の地域支援事業実施要綱が改正され、「特定高齢者施策」は「二次予防事業」、「一般高齢者施策」は「一次予防事業」に改められました。）

介護予防の推進にあたっては、二次予防事業における対象者の的確な把握と、把握された対象者の介護予防事業への参加の促進により、生活機能低下の早期発見と早期対応を図ることが求められています。

また、一次予防事業を含め、介護予防事業への参加後、高齢者が日常生活の中で介護予防への取組みを継続できる仕組みづくりが必要とされており、健康づくり、スポーツなどの各種施策とも連携を図りながら、さまざまな地域資源の活用促進や地域におけるネットワークづくりなどを進めていきます。

#### 2 包括的支援事業

包括的支援事業である総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4事業を、区内5か所の地域包括支援センター\*（第3を参照）において実施

します。

## (1) 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活をできるように、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関および制度の利用につなげていきます。このために地域におけるネットワーク構築、実態把握および総合相談の各業務を行います。

平成23年6月の介護保険法改正では、地域包括支援センター<sup>\*</sup>に対し、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアなどとの連携の努力義務が課せられました。このことも踏まえ、新たに「地域連携コーディネーター」を配置するなど、地域包括支援センター<sup>\*</sup>の地域資源をコーディネートする機能を強化し、地域のネットワーク構築や高齢者見守り施策の推進を図っていきます。

## (2) 権利擁護事業

高齢者の権利擁護に関する必要な支援を行うために、成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止などの各業務を行います。

地域のネットワークづくりにより高齢者虐待の早期発見・早期対応への取組みを進めるとともに、増加する認知症高齢者に対する権利擁護制度の活用支援を推進していきます。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント

地域における多職種の協働や関係機関の連携により、一人ひとりの高齢者の状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、包括的・継続的なケア体制の構築、介護支援専門員に対する個別支援の各業務を行います。

医療と介護の連携については、医師と介護支援専門員の連携の円滑化をさらに推進するとともに、在宅療養の推進の一環として、地域包括支援センター<sup>\*</sup>における退院時調整の円滑化などの課題に取り組んでいきます。

## (4) 介護予防ケアマネジメント

二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、介護予防事業その他の適切なサービス等が包括的に提供されるよう、ケアマネジメントを行います。

平成23年度からケアプランの作成を必要な高齢者のみに限定した趣旨を踏まえ、業務の簡素化を図りながら、一人ひとりの状況に応じた適切なケアマネジメントを実施していきます。

## 3 任意事業

地域支援事業としては、介護予防事業および包括的支援事業のほかに、介護保険事業の運営の安定化を図る事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業を、地域の実

情に応じて行うことができるものとされています。

区では、これまでに、介護給付等費用の適正化、家族介護者の支援、認知症高齢者とその家族の支援、高齢者虐待の防止、成年後見制度利用の支援、住宅改修理由書作成助成などの事業を行ってきました。

これらの事業を継続し、必要に応じて充実を図るとともに、高齢者の社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを支援し、同時に健康増進や介護予防に資するため、高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、活動の対価を得られるような新たな制度を創設するなど、住民相互による支え合い体制の構築に努めていきます。

## 第2 介護予防事業の量の見込み

### 1 二次予防事業対象者の把握

現在、区では健診に併せて生活機能評価（基本チェックリスト、医師の問診等）を行い、生活機能の低下が見られる高齢者を把握しています。基本チェックリストの高齢者人口に対する実施率は、平成21年度実績で39.7%であり、国の目標40～60%に近く、全国実績の30.1%を上回っています。

しかし、健診の未受診者に要介護状態等となるおそれの高い高齢者が潜在しており、十分な把握がされているとは言えない状況にあります。国では、平成22年8月から基本チェックリストのみで対象者を把握する方法を基本としており、本区においても本計画期間内にこの方法へ移行し、自立高齢者（要介護・要支援の認定を受けていない高齢者）数に対する基本チェックリスト実施率を現状の50%程度から60%程度にアップさせることにより、二次予防事業対象者のより的確な把握を実現していきます。

#### 二次予防事業対象者の把握

(単位：人)

	年度	基本チェックリストの実施			二次予防事業対象者	
		自立高齢者数 (a)	実施人数 (b)	実施率 (b/a)	該当者数 (c)	該当率 (c/b)
実績値	21	39,573	19,043	48.1%	3,824	20.1%
	22	39,660	19,152	48.3%	3,877	20.2%
見込値	23	39,562	19,385	49.0%	3,877	20.0%
推計値	24	40,666	20,333	50.0%	4,067	
	25	41,886	25,132	60.0%	5,026	
	26	42,983	25,790	60.0%	5,158	

## 2 介護予防事業の実施

生活機能の低下が認められた二次予防事業対象者向けに、通所型および訪問型の介護予防事業を実施しており、通所型については、「元気アップ事業」の名称で、運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上および認知症予防の各教室や、それらの複合型の教室を区内の公共施設等で開催しています。また、一般の高齢者を対象とした一次予防事業としては、教室や講演会の開催などによる普及啓発事業と、地域活動団体などへ指導者を派遣する地域活動支援事業を実施しています。

二次予防事業対象者の事業参加率は、機能低下の見られる高齢者にアプローチしても教室への参加に結び付けることが難しい面があることから、参加勧奨の推進や参加者のニーズに合った教室の開催などにより、事業参加率のアップを図っていきます。

### 二次予防事業対象者の参加状況

	年度	二次予防事業対象者数 (人)	二次予防事業参加見込数	
			(人)	参加率
実績値	21	3,824	543	14.2%
	22	3,877	490	12.6%
見込値	23	3,877	544	14.0%
推計値	24	4,067	610	15.0%
	25	5,026	804	16.0%
	26	5,158	877	17.0%

## 第3 地域包括支援センターの設置運営

### 1 地域包括支援センターの設置

地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的に、平成18年4月に地域包括支援センター<sup>\*</sup>制度が創設されました。本区では、地域福祉を担う独自の組織として保健福祉サービス事務所が設置されていたため、当初、地域包括支援センター<sup>\*</sup>は区内5か所の各保健福祉サービス事務所に併設し、民間法人への委託により運営するものとされました。

平成21年4月には、この体制を見直し、保健福祉サービス事務所と地域包括支援センター<sup>\*</sup>を統合し、機能を拡充した新たな地域包括支援センター<sup>\*</sup>が設置されました。

この新たな地域包括支援センター<sup>\*</sup>は、「すべての区民を対象とした地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の地域拠点」と位置づけられており、高齢者のみならず、障害者や子どもの相談支援などにおいても一定の役割を担うものとされています。

現在、本計画における日常生活圏域でもある5つの第二次生活圏域（地区）に1箇所ずつ設置され、民間法人への委託により運営されています。

また、地域包括支援センター<sup>\*</sup>を統括・支援する区の本庁組織として地域ケア推進課が設置され

ており、個別ケースへの対応においても、地域包括支援センター<sup>\*</sup>と連携して適切な行政権限の行使などを行える体制としています。

なお、本区の地域包括支援センター<sup>\*</sup>設置数は一般的な目安である人口2～3万人に1か所より少なく、一方、1か所あたりの職員数は多くなっています。より効率的効果的な運営を実現する観点から、本計画にもとづく地域包括支援センター<sup>\*</sup>の機能強化や地域の支え合いづくりの実施状況なども踏まえて、身近な地域に窓口を設けるブランチ方式の導入の適否なども含め、設置数のあり方について検証していきます。

## 2 地域包括支援センターの業務

本区における地域包括支援センター<sup>\*</sup>の業務は次のとおりで、介護保険法に基づく地域包括支援センター<sup>\*</sup>の業務に加えて、保健福祉の総合相談支援、高齢者の保健福祉サービスの受付等、介護保険認定申請等の受付等の各業務を行っています。

保健福祉の総合相談支援は、すべての区民を対象とし、多様な相談への一次的な対応や、複合的な問題を抱えるケースへのトータルな対応を図るもので、障害福祉、生活福祉、保健、子育て支援などについては、対象別の相談支援体制を前提とし、それらとの適切な連携の下に実施しています。

1 すべての区民を対象とした業務	
保健福祉の総合相談支援	①総合案内 ②総合支援 ③地域のネットワークづくり
2 高齢者を対象とした業務	
○地域包括支援センターとしての業務	
(1) 包括的支援事業	①総合相談支援事業 ②権利擁護事業 ③包括的・継続的ケアマネジメント事業 ④介護予防ケアマネジメント事業
(2) 介護予防事業	①二次予防事業対象者の把握 ②普及・啓発
○付加する業務	
(1) 高齢者の保健福祉サービスの受付等	ひとりぐらし等高齢者登録、訪問食事サービスの受付など
(2) 介護保険認定申請の受付等	介護保険認定申請書、居宅サービス計画作成依頼届出書の受理など

\*このほかに、指定介護予防支援事業所として、介護予防支援業務を行う。

### 3 地域包括支援センターの機能強化

平成23年6月の介護保険法改正では、地域包括支援センター<sup>\*</sup>の機能強化を図るため、区市町村は、包括的支援事業の実施方針を示し、委託を行うものとされました。本区においては、従来から、毎年度、重点的に取り組む課題などを明らかにした「目黒区地域包括支援センター<sup>\*</sup>運営方針」を策定していますので、今後も、地域包括支援センター<sup>\*</sup>を取り巻く諸状況を踏まえた適切な方針の策定に努めていきます。

また、総合相談支援事業や包括的・継続的ケアマネジメント事業におけるコーディネート機能の充実が求められていることを踏まえ、地域ネットワークの構築や認知症支援において中心的な役割を担う職員として、「地域連携コーディネーター」および「認知症支援コーディネーター」を各センターに配置し、地域包括支援センター<sup>\*</sup>の機能強化を図っていきます。

### 4 地域包括ケアに係る推進委員会の運営

地域包括支援センター<sup>\*</sup>は、介護サービス等に関する事業者・職能団体、介護保険の被保険者、学識経験者等を構成員とした運営協議会の意見を踏まえて、公正かつ中立な運営を確保することとされています。

区では、地域密着型サービス<sup>\*</sup>運営委員会を兼ねた「目黒区地域包括ケアに係る推進委員会」を設置しており、同委員会の適切な運営により、公正・中立性の確保とともに、区民等の意見を反映した地域包括支援センター<sup>\*</sup>の運営に努めていきます。

## 第4 地域支援事業に要する費用

地域支援事業は、介護保険給付見込額の一定割合の額の範囲内で行うものとされています。その法定割合および目黒区における各年度の上限額は次のとおりであり、この額の範囲内で事業を実施します。

	法定割合	24年度	25年度	26年度
地域支援事業 総計	3.0%以内	4.3億円	4.5億円	4.7億円
介護予防事業	2.0%以内	1.2億円	1.3億円	1.3億円
包括的支援事業・任意事業	2.0%以内	3.1億円	3.2億円	3.4億円